

第 14 回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会

日時：令和 2 年 5 月 29 日（金）

午後 5 時 00 分～7 時 00 分

場所：日本医師会館 5 階 507・508 会議室

(※TV 会議システム使用)

司会：日本医師会常任理事 小 玉 弘 之

1. 開会

2. 会長挨拶 横倉会長：第二次補正予算に対し医療経営への配慮を様々なルートを通じて政府に要望を行い、2兆円規模の包括支援交付となる見込みとなったこと等。
3. 議事（日医担当者からの説明と都道府県担当者との質疑応答）

（1）新型コロナウイルス感染症の最近の状況について（資料なし）

釜蒼常任理事より 5 月 29 日の専門家会議の審議内容等について説明があった。

- 唾液検体による PCR 検査は鼻腔ぬぐい検体と同等の検出率で 6 月 1 日に保険適用となる見込み。
- 唾液検体による抗原検査は検出率が低く、唾液検体は PCR 検査にのみ適用となる。
- スマホのソフトによる濃厚接触の情報を濃厚接触者とするかどうかは検討が必要。
- 濃厚接触者の PCR 検査は、これまで症状が出た後に行っていた（濃厚接触者であっても無症状の場合は基本的に実施していなかった）。発症 2 日程度前に Covid-19 ウィルスの感染性があることより、濃厚接触があったときからいつのタイミングで PCR 検査をすべきか検討整理する予定。
- 北九州市の最近の感染増加についての資料によれば、福岡県内の感染は北九州市のみで市内 7 区のうち 6 区で発生し、それぞれのつながりは現時点で不明。クラスター分析班が入り分析を進めている。

- 東京都、北海道、福岡県より最近の感染状況について情報提供があった。

（2）厚生労働省「緊急医療人材等確保促進プラン」について（資料 1）

釜蒼常任理事より厚労省が開設する Web サイト「医療のお仕事 Key-Net」等を通じて行う新型コロナウイルス感染症に対応できる医療人材の確保システム（緊急医療人材確保促進プラン）について説明があった。（資料 1、5p/29 机上配布）

- 全国の人材募集情報を国が G-MIS : Gathering Medical Information System on COVID-19（新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム、募

集フォームの入力 URL <<http://covid-19-monitoring.cyboz.com/k/#/portal>> を通じて把握し、情報を医療関係団体、ハローワーク、民間職業紹介事業者を通じて求職者に提供する。

- 厚労省に新たに開設する Web サイト「医療のお仕事 Key-Net」や都道府県等においてマッチングを行う。
 - 日本医師会女性医師バンクもこのシステムに協力することとし、女性バンクに登録している求職者に情報提供する。
 - 5月 29 日から募集情報登録を開始し、「医療のお仕事 Key-Net」は 6 月上旬に公開予定。
 - 採用者は研修（講義は動画視聴で可）を受講することが条件。研修内容は「感染管理の講義・実技実習、医療安全の講義」が必須。少なくとも 2 時間程度の内容、動画教材として日医生涯教育 e-ラーニング（会員限定）や日医 HP に掲載している感染防護具の着脱手順動画も利用可能。
 - 日医より都道府県医師会宛てにマスキングされた募集情報をメールにて送付する。都道府県のドクターバンク事業における求職者への情報提供について協力を依頼する。
- 兵庫県医師会より G-MIS システムは厚労省から民間への委託事業であり、民間業者の介入に危惧するとともに、都道府県ドクターバンク事業との整合性を図る必要があるとの意見があり。釜萢常任理事より政府にこの点について協力を要請すると回答があった。

（3）第二次補正予算等における医療支援について（資料 2）

松本常任理事より資料 2 を用いて説明があった。

- 医療支援として①緊急包括支援交付金、②診療報酬、③地域医療確保等、④融資等、⑤中小企業支援、の 5 事業に対する予算がついた。
- 緊急支援包括支援交付金の内訳：実施主体は都道府県、補助率は国 10/10、新規事業追加 11,788 億円、既存事業の増額 3,000 億円
 1. 新型コロナ患者専用の病院や病棟を設定する医療機関の病床確保等
 2. 患者と接する医療従事者等への慰労金（非課税）の支給
 - ◆ 新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等の医療従事者や職員（20 万円）
 - ◆ その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員（5 万円）等
 3. ①新型コロナ疑い患者受け入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策（99 床以下 2,000 万円、100 床ごとに 1,000 万円追

加等、②医療機関等における感染拡大防止等の支援（①以外の医療機関に対し、無床診療所 100 万円、有床診療所 200 万円、病院 200 万円 + 5 万円×病床数）等

- 診療報酬関係：重症・中等症の新型コロナ患者への診療の評価の見直し等については（5）で詳細説明

- ◆ 重点医療機関（新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関）の新型コロナウイルス感染症受け入れ体制確保のための空床確保料の補助
- ◆ 一般医療機関の ICU 空床確保 97 千円/床、重点医療機関 301 千円/床（資料 2、3p）

- 地域医療確保等

- 1. PPE の確保等、2. PCR 等の検査体制のさらなる強化

- 融資等

- 1. 福祉医療機構の優遇融資の拡充、2. 6 月の資金繰対策としての診療報酬の概算前払い

- 中小企業支援：診療所・中小病院における他産業の中小企業と横並びの支援

- 大阪府からかかりつけ医の診療の評価について要望あり。釜泡常任理事より調査し対応する旨の回答があった。また、同常任理事より医師会立の協同利用施設（健康・検査センター等）の赤字支援策について検討中との説明があった。

（4）新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各健診等における対応について（資料 3）

松本常任理事より、令和 2 年 5 月 26 日付の厚労省健康局健康課長・がん疾病対策課長、労働基準局安全衛生部労働衛生課長、子ども家庭局母子保健課長、保険局医療介護連携政策課長連名の通知文書の概要をまとめた令和 2 年 5 月 28 日付日医通知文書（健 II 148）について説明があった。

（5）新型コロナウイルス係る医療保険上の取り扱いについて（資料 4-1、4-2）

松本常任理事より資料 4-1 特例的対応について概要説明があった。

- 重症・中等症の新型コロナウイルス感染症患者に対する診療の評価の見直し

- ◆ 重症患者が特定集中治療室管理料等を算定している病棟に入院している場合の評価を 3 倍（特定集中管理料 3 を 3 倍）に引き上げる
(重症患者：医学的見地から ICU 等における管理が必要な患者
(ECMO 装着、人工呼吸器管理に限らない)

- ❖ 中等症患者について救急医療管理加算の3倍相当（2,850点）の加算を算定できる
- ❖ 中等症患者の対象範囲：医学的な見地から急変に係るリスク管理が必要な患者（免疫抑制状態にある患者の酸素療法が終了した後の状態など、急変等のリスクを鑑み、宿泊療養、自宅療養の対象とすべきでない者）を追加する
- ❖ 長期・継続的な治療を要する感染症患者に対する診療の評価：中等症患者のうち、継続的な診療が必要な場合は、救急医療管理加算の3倍相当の加算を行い、15日目以降も算定できる。
- ❖ 回復した患者（PCR陰性化した患者）の転院を受け入れた医療機関への評価を設ける（250点の加算）
- ❖ 疑似症患者（PCR検査実施・結果判明前の患者）の取り扱い：疑似症として入院措置がなされている期間は、感染症患者に対する特例的な取り扱いの対象となる。

続いて、4月の日医医療経営状況アンケート調査の中間集計結果について松本常任理事より説明があった。

- 回答医療機関は病院57施設、診療所250施設の合計308施設（地域不明）。
 - ❖ 診療所で新型コロナ感染症疑い患者受診があった医療機関は96で38.4%、PCR検査が必要と判断した患者があった医療機関84で33.6%
 - ❖ 一般病院、精神病院、有床・無床診療所の全てで3月より4月がレセプト件数、点数が減少。耳鼻科、小児科の減少率が最も高く点数で35%以上。

● 都道府県から発言あり。

- これまで不要不急の医療機関受診は控えるようにと広報・報道され、医療機関に受診が必要な患者も受診しない傾向が見える。今後は必要な受診を勧奨する広報を日医から発するように要望する。これに対し釜谷常任理事、城守常任理事より対応すると回答あり。
- 施設基準報告の緩和の要望に対しては、松本常任理事より厚労省に申し入れると回答あり。

（6）医療的ケアを必要とする児童への対応について

釜范常任理事より資料 5 について概要説明と別紙 6 「医療的ケア児者の人工呼吸器に必要となる衛生用品等の優先配付事業」の資料提供があった。

(7) 産業保健委員会「医療機関等における産業保健活動としての新型コロナウイルス対策」報告書について（資料 6）：資料提供のみ

(8) COVID-19 JMAT の登録及び傷害保険について（資料 7）：

今村副会長より説明があった。

- 今回の COVID-19 JMAT 保険は令和 2 年 2 月に創設した「特定指定感染症危険補償特約付帯傷害保険」を 5 月末日で解約し、6 月 1 日より新たに契約しなおしたもの（「COVID-19 保険」）。これまでの災害時の損害保険は、旅行保険（「通常保険」）となる。
- JMAT 活動中に新型コロナウイルスに感染した場合に補償する。通常保険では、感染症は補償対象外。
- 都道府県医師会等と損害保険ジャパン株式会社との個別契約について、契約しなおしの要請には 6 月 1 日以降対応する。
- 保険料は、日医および公費から支払われる。
- 保険期間および保険料は COVID-19 JMAT 隊員ごとに日医で決める。

令和 2 年 6 月 1 日

文責 藤盛 啓成